

横浜市立不動丸小学校いじめ防止基本方針

策定日 平成31年3月20日

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

①いじめの定義

「いじめ」とは「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

②いじめを防止に向けての基本理念

いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。そこで、①全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの意味を促し豊かな情操や道徳心、お互いを尊重しあえる態度を養うこと。②一人ひとりの子どもをしっかりと見取り背景に着目する。そして児童との信頼関係づくりに努めること。③学級等の構造上の問題(無秩序や閉塞性)、「観衆」「傍観者」の存在などにも注意を払い、集団全体にいじめを許さない雰囲気形成すること。④いじめを見逃さないために教師個々の力をつけること。などを年間通して計画し実施する。

2 いじめ防止対策委員会の設置

①委員会の構成員

いじめを防止するために「いじめ防止対策委員会」を設置するものとする。「いじめ防止対策委員会」は、校長、副校長、主幹教諭、児童指援専任教諭、学年主任、養護教諭をもって構成する。必要に応じて当該児童の所属する担任や心理や福祉等の専門知識を有する者の参加を求める。

②委員会の運営

- ・いじめ防止対策委員会を定期的開催する。(月に一回)
- ・いじめの疑いがある段階で、直ちにいじめ防止対策委員会を開催する。
- ・校長は組織的に対応方針を決定するとともに会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

③委員会の活動内容

●未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境を作る。
- ・いじめ防止対策委員会の存在及び活動を、児童生徒や保護者に周知する。

●早期発見・事案対処

- ・いじめの相談、通報の窓口を設置する。
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに関する情報の収集と記録・共有を行う。
- ・いじめやいじめと疑わしき事案を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聞き取り調査などにより事実関係の把握といじめであるか否かの判断をする。
- ・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行なった児童に対する指導体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

●取組の検証

- ・いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ・いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止などに関わる校内研修の企画と計画的な実施を行う。
- ・いじめ防止基本方針が、学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検といじめ防止基本方針の見直しをする。

3 いじめ未然防止、早期発見・事案対処

①いじめの未然防止

- ・道徳、人権教育全体計画、「豊かな心の育成」推進プランをもとに児童の心の育成を行う。
- ・重点研を中心に学びの基礎・基本の定着を図りながら、児童が自分の考えを表現する力をつける。主体的に取り組む中で他との違いを認め、自尊感情を高められるような授業づくりに努める。
- ・一人ひとりの子どもの様子に注意を払い、規律正しい態度で授業や行事に参加・活躍できるような学級集団作りに努める。
- ・いじめの構造やいじめが起こりにくい学級風土など、いじめに関する授業を年に一度行い、いじめが絶対に許されないことだということを児童に理解させる。
- ・いじめ防止等に児童の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう、委員会活動などを活用して、児童のいじめや人権に対する意識を高める。

②いじめの早期発見

- ・職員研修などの実施によりいじめを見逃さない各教職員個々の力をつけるようにする。
- ・日常的に児童の様子についての情報の共有化を図り、いじめを見逃さない教職員の体制を構築する。
- ・いじめに関するアンケートやいじめ解決一斉キャンペーン、教育相談を定期的に行う。
- ・インターネットを通じたいじめへの対処、および情報モラル教育の推進を行う。
- ・保護者、地域、関係機関との連携を積極的に行う。

③いじめに対する措置

- ・いじめの発見・通報を受けた場合には、いじめ防止対策委員会を中心に組織的かつ迅速に対応する。被害児童・保護者の心によりそった支援や加害児童の人格的成長を旨として、教育的配慮の下児童・保護者に対して毅然とした態度で指導する。
- ・いじめについて保護者や地域、関係機関と認識を共有化していく。

④いじめの解消

- いじめの解消には、次の2つの要件が満たされている必要がある。
- ・いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること。
 - ・いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと。

⑤教職員等への研修

- ・いじめの定義や構造についての理解を深める研修や児童理解研修を、年間を通じて計画的に行う。

⑥学校運営協議会等の活用

- ・まち懇や中学校区学校家庭地域連絡事業などを活用し、いじめの問題や学校が抱える課題等を保護者・地域と共有し、連絡・協働して取り組む。

⑦取組の年間計画

月	内 容
4	組織の役割の確認、児童情報の引継ぎ いじめについての職員研修 いじめ防止対策委員会
5	児童理解研修（個別支援） いじめ防止対策委員会
6	児童いじめアンケート・面談 Y P アセスメントの実施① いじめ防止対策委員会
7	横浜子ども会議（中学校ブロック）
8	児童理解研修（事例研修など） いじめ防止対策委員会
9	横浜プログラムの実施 いじめ防止対策委員会
10	いじめ防止の授業 いじめ防止対策委員会
11	不動丸子ども会議 いじめ防止対策委員会
12	いじめ解決一斉キャンペーン（アンケート・面談） 人権週間の取組 Y P アセスメントの実施② いじめ防止対策委員会
1	横浜プログラムの実施 いじめ防止対策委員会
2	年間の反省
3	児童の引き継ぎ事項 いじめ防止対策委員会

委員会活動による
子どもの主体的な取り組み等

学級風土づくり
(横浜プログラムの取り組み等)

※いじめ防止対策委員会 毎月

4 重大事態への対処

【重大事案の定義】

いじめ防止対策推進法第28条1項においては、いじめの重大事案の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき」（同項第2号）とされている。

【発生の報告】

学校は、重大事案が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCAサイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。